総務委員会会議録

日時 平成25年12月10日(火) 開会時間 午前10時05分

閉会時間 午後 5時11分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 飯島 修

副委員長 早川 浩

委員 臼井 成夫 望月 清賢 棚本 邦由 杉山 肇

遠藤 浩 清水 武則 仁ノ平 尚子 木村 富貴子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策局長 鷹野 勝己 企画県民部長 岩波 輝明

リニア交通局長 小野 浩

知事政策局理事 市川 満 知事政策局次長 深澤 肇

知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 茂手木 正人

知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱) 古屋 金正 政策参事 弦間 正仁

秘書課長 若林 一紀 富士山保全推進課長 泉 智徳

企画県民部理事 小松 万知代 企画県民部次長 伏見 健

企画県民部次長 相原 繁博 企画課長 一瀬 文昭

北富士演習場対策課長 関岡 真 情報政策課長 清水 正

統計調査課長 浅沼 潔 県民生活・男女参画課長 小林 幸子

消費生活安全課長 古屋 久 生涯学習文化課長 斉藤 進

国民文化祭課長 樋川 昇

リニア交通局次長 佐藤 佳臣 リニア推進課長 岡 雄二

交通政策課長 広瀬 久文

組織犯罪対策課長 楠 宏一

公安委員 井上 利男 警察本部長 真家 悟 生活安全部長 古屋 一栄 警備部長 門西 和雄 交通部長 宮崎 清 警務部長 天野 賀仁 刑事部長 北村 正彦 総務室長 梶原 猛一 会計課長 清水 一成 地域課長 古屋 正人 生活安全部参事官 輿水 雅彦 警備部参事官 眞壁 昌三 交通企画課長 佐藤 直行 警察学校長 佐藤 元治 首席監察官 輿石 靖 警務部参事官 松原 茂雄 教養課長 長田 法 刑事部参事官 浅川 和章 捜査一課長 小林 仁志 捜査二課長 佐藤 岩生 少年課長 河西 昇 生活環境課長 中山 良彦 通信指令課長 岡田 寿雄 運転免許課長 篠原 義政 警備二課長 清水 順治 交通規制課長 窪田 圭一 交通指導課長 三井 司 監察課長 市川 和彦 厚生課長 三浦 元彦 情報管理課長 古屋 政博

総務部長 前 健一 会計管理者 小林 明 人事委員会委員長 小俣 二也 代表監査委員 芦沢 幸彦 選挙管理委員会委員長 成澤 秀仁 総務部防災危機管理監 佐野 芳彦 総務部理事 吉田 泉 総務部次長 望月 洋一 総務部次長(人事課長事務取扱) 吉原 美幸 職員厚生課長 渡邊 一男 財政課長 田中 俊郎 税務課長 鷹野 正則 管財課長 中澤 宏樹 私学文書課長 前嶋 健佐 市町村課長 秋山 剛 防災危機管理課長 前沢 喜直 消防保安室長 山下 宏 出納局次長(会計課長事務取扱) 石原 光広 管理課長 佐野 光一 工事検査課長 矢崎 政人 人事委員会事務局長 藤江 昭 人事委員会事務局次長 小林 善太 監査委員事務局長 八巻 哲也 監査委員事務局次長 鈴木 明彦 議会事務局次長(総務課長事務取扱) 大森 茂男

議題 (付託案件)

第106号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの

第112号 指定管理者指定の件

第113号 指定管理者指定の件

第114号 指定管理者指定の件

第115号 指定管理者指定の件

第146号 当せん金付証票発売の件

請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1

請願第 23-13 号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の 1 及び 2

請願第 23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて

請願第 23-15 号 浜岡原子力発電所を永久停止(廃炉)にすることを求めることについて

請願第 23-16 号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて

請願第24-7号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることについて

請願第 25-3号 地方自治と民主主義を守る立場から、沖縄全自治体の総意を尊重し、 日本政府に対し、米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と全国での低空 飛行訓練中止を求める意見書の提出を求めることについて

請願第 25-10 号 地方財政の充実・強化を図ることについて

請願第 25-13 号 特定秘密保護法案の廃止を求める意見書を採択について

審査の結果

付託案件について、原案のとおり可決すべきものと決定した。ただし、第115号議案については、附帯決議を全会一致で可決した。請願については、第25-13号について不採択すべきものと決定し、他の請願については、いずれも継続審査すべきものと決定した。

審査の概要

まず、委員会の審査順序について、知事政策局・企画県民部・リニア交通局、 警察本部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の 順に行うこととし、午前10時5分から午後1時20分まで、途中、午後12時 03分から午後1時7分まで休憩をはさみ、知事政策局・企画県民部・リニア交 通局関係、午後1時46分から午後2時33分まで、警察本部関係、休憩をはさ み、午後2時43分から午後5時11分まで、途中、午後3時07分から午後4 時43分まで休憩をはさみ、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係

第112号 指定管理者指定の件(山梨県立男女共同参画推進センター)

質疑

仁ノ平委員

今回応募をしたところが、やまなし文化学習協会だけだったということで、これはいたし方ないですが、競争がなかったことを残念だと思っています。もっと緊張感を持って指定管理者には運営していただきたいという思いがあったものですから、そのことは言っても仕方ないんですけど、5年前は4つか5つで競い合った経過があったと思いますので、今回1つであったことをまず残念だなと思っていますが、さて、私が選定委員会のメンバーであったら、もう少し辛い評価をしたかなと思いながら伺っておりました。と申しますのは、今から申し上げる点をこれからの新たな5年ではぜひ取り組んでほしいという気持ちがあるからであります。

1つは、男女共同参画とは何かということを担い手であるやまなし文化学習協会には深く理解してほしいと思っています。そういう点で、まず職員の研修・学習がそもそももっと必要であろうということ、2番目に、意欲を持って、創意工夫を持って5年間これからは当たってほしいということ、何も県が直営でやっていたときと全て同じである必要はないわけですから、さまざまな工夫や意欲を持ってしてほしいということ、3番目、昨年度利用者が総数において増加が見られたのですが、どうしても貸し館業務での利用者が8割、9割という数字で、政策的な効果が上がるであろう事業参加者がやっぱり1万5,000人では少ない、そこのところをふやす方法というのが必要だと思います。いろいろあるんですが以上3点について強く希望いたしますがいかがでしょう。

小林県民生活 男女参画課長

まず職員の研修についてでございますけれども、こちらで募集をかけるときに募集要項の中に、業務に携わる職員の技術や能力育成に関する方針及び研修計画等について示すように求めたところでございます。そうしましたところ、職場内研修を充実するとともに、外部の関係機関、団体等で実施いたします研修に職員を積極的に参加させ、資質の向上を図っていく旨の提案がございました。具体的には国立女性教育会館の主催の研修、また内閣府等の主催の研修会、また全国シェルターシンポジウム等への参加をする。また、外部研修を受講した場合にはその内容を職場内研修ということで伝達を行うとも言っております。また、電話対応や接客マナー、それから、担当業務などの職場内研修についても月に1回は開催をするとしておりますので、これらを通しまして職員の資質の向上や育成が図られていくものと考えております。

次に創意工夫、県が直営でやっていたときと同じようなことを全てしなくてもいいんではないかという御質問ですけれども、センターの事業につきましては基本的には、県の第3次男女共同参画計画に基づきます男女共同参画の推進拠点としての事業内容としていただきたいと県では考えております。今回募集する中で細かく県の計画を反映するような内容を求めたわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように提案内容の中にはおおむねその内容は含まれているというふうに考

えております。ただ、一番県が求めておりました地域実践活動の支援という部分が少し薄かったものですから、協議をして、そこの部分、例えばフェスティバルだけではなくて、地域のネットワークづくりを支援するような事業も考えていただきたいというようなことも、今お願いして調整をしているところです。それから、講座の参加者が高齢化しているということがありますので、できるだけ若い年齢層の方に参加をしていただきたいというようなことも今考えていると、そういう方向で今事業をしているようなこともありましたので、今後はそういうことにも配慮して事業が行われるのではないかと考えております。

もう一つ、利用者がふえているのは貸し館のほうがふえているからではないか、 一般の事業の参加者というのは多くなっていないんじゃないかという御指摘です けれども、今も申し上げましたように、今後、男女共同参画というのも前面に出す となかなか参加も厳しいという現実もございますが、そうはいっても工夫をする中 で参加者も今言ったように高齢化しているということもございますので、その辺も できるだけ今まで参加していただかなかった若い方、また、あるいは男性の方にも 参加していただけるような講座を考えていただくように、こちらとしても支援をし ていきたいと考えております。

仁ノ平委員

第3次男女共同参画計画を1年前策定して邁進しているところですので、ぜひそれを具現化する場所として今御答弁いただいたことが、県の意向が反映するような御努力を県の側にもお願いしたいし、また指定管理者にも伝えていただきたいと常々思うわけです。今回本会議で私が今後の人口減少の中にあっては、女性がいろんな分野で、特に経済分野で活躍していることが、この県の活性化にも寄与するのではないかという質問をしたところ、大変具体的で「なるほど、そうだな、ありがたいな」という御答弁をいただいたんですが、それらの中にはこの推進センターでやっていけることがたくさんあるんじゃないかな、そういう拠点にこそここがならなければいけないとつくづく思ったわけです。ぜひ、アロマもいいですけれども、アロマテラピーの講座も多いようですが、ぜひ本質に迫る展開をここでしていかなければ、県の施策を具現する場所はここがとりでなわけですから、そういう強い意思を持って指定管理者への働きかけをお願いしたいと思います。最後に御答弁をお願いできますか。

小林県民生活・男女参画課長

委員御指摘のとおり本質ではない軽いものが多いのではないかという御指摘もございます。現行の指定管理者でセンターは男女共同参画社会の実現に向けての意識の高揚、意識啓発を図るため普及啓発、研修、団体活動支援等を行うこととしております。ただ、実際に事業を実施する場合、先ほども言いましたように男女共同参画を正面からうたった場合、参加者が少なくなるという実態もございます。市町村の担当者等の実務担当者を対象にするもの以外については、料理教室でありますとか、健康づくりとかいったような、そういう切り口の講座の中で男女共同参画を訴えるという工夫を指定管理者も行ってきたんだろうというふうには考えております。また、これまでセンターを利用したことがないさまざまな年齢の方、特に若い方についてもセンターを訪れていただいて男女共同参画の意識を持ってもらいたいら意図もございますので、今後とも県といたしましてもそういうやわらかいものと、それから、本来の男女共同参画を進めるものとうまくまぜながら、普及啓発が進むように指導してまいりたいと考えております。

杉山委員

指定管理ということで 5 年間とはいえ大変大きな金額、委託料がかかるわけですけれども、この選定に当たっては選定委員会で、公認会計士が 1 名と、あと 4 名は

施設の業務に精通している方という説明があったんですが、こういう選考委員を選ぶに当たってはある程度の基準といいますか、ルールというのはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

一瀬企画課長

選定委員の選考に当たりましては、「指定管理者の更新に関する基本方針」というものと、それから「事務手続のガイドライン」というものに定められております。 どんなことが書いてあるかということでございますけれども、基本的には部局ごとに選定委員会をまず設置しなさい、その中で選定委員を5名選びなさいというふうに書いてございます。それで全員を外部有識者とするということが規定されております。ガイドラインの中では有識者のうち1名は会計事務に精通した公認会計士等とする、その他につきましては施設の業務に精通した者ということで規定されております。そのようなことで企画県民部で選考いたしまして、選定委員としてお願いをしたところでございます。

杉山委員

施設の業務に精通ということになると、当然ながら選考の基準としては客観的な 第三者的な立場として、公平公正に選定するということが大前提だと思うんですが、 施設の業務に精通ということは当然ながらその施設にもかかわってきているとい うことになるわけですね。そうすると、客観性といいますか、第三者的なというこ との担保というのはできるんでしょうか。

一瀬企画課長

今回、今の例えば男女共同参画推進センターで言えば大学教授が1名、この方は女性関係の研究をされている方でございます。なおかつ県で男女共同参画審議会委員を務められておりまして、非常に男女共同参画に関する知識・造詣が深い方でございます。それから、もう一人につきましては企業経営者ということで、こちらは実際に男女共同参画推進センターを利用されている方でもございます。この方につきましては経営という視点であったり、利用するという視点であったりということで見ていただいております。この選考に当たりまして公平性が担保されているかどうかというところでございますけれども、基本的には直接例えばやまなし文化学習協会との関係があるわけでもございませんし、あくまでも利用する立場、あるいは外部から評価をする立場ということで、そういう立場で審査されている方でございますので、担保はされているというふうに考えております。

杉山委員

わかりました。もう一点ですね、これは全ての指定管理者にも言えるんだと思うんですが、指定管理者制度というのは、当然ながら公設民営というか、民に運営を委ねたほうがより効率的な運営ができるだろうということで導入をされたと思いますけれども、例えばこの採点のところを見ても、この採点の74.35が私は高いのか低いのかよくわかりませんが、今回はこの1つの団体が応募されたということですが、例えばこの団体と直営、今まで県が運営していたということとの比較というのはされないんでしょうか。当然ながらそれもあってしかるべきだと思うんです。何かずっとお話を伺っていてもどうしても指定管理者ありきというようなことで進んでいるような気がして、やっぱり直営との比較ということも当然ながらあるんだろうと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

古屋知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱)

全体的な答弁になりますが、平成18年度から導入した施設等の中でスポーツ施設、文化施設、公園等42施設での比較で、手元にある数字でございますが、導入前は約43億円近く年間かかっていたものが、平成23年度では約34億円ぐらいになっているということで、全体としては経費削減等の効果もあらわれているとい

うことで、指定管理者制度を入れて効果が上がっているというふうに考えております。

杉山委員

指定管理者制度にしてそういう効果があらわれたという答弁だと思うんですが、 裏を返せばそれだけ直営のときは不効率なそういう運営しかできなかったという ことにもなるんだと思うんです。こういう制度が導入されたということの1つの意味は、やっぱり運営の仕方をもう一度見直せということも多分に入っているんだろうと思うんですね。そういう意味では、民営にしたときにそれだけ差がついたんだということは、やっぱり今までやっていた方々が、こういうことを1つ教訓にしていただいて今後につなげていかないと、この制度も本来はやっぱりそういうことも含まれているんだと思うんで、ぜひその辺は踏まえていただきたいと思います。

遠藤委員

今の杉山委員の質問で私も若干気になっていた部分があるんですけれども、要するに民活を活用してこういう事業を推進していこうということだったと思うんですが、選考基準の採点の項目の中に、民間を活用することによるメリットのような部分が見当たらないんですけれども、これが要するに指定管理者を指定するという中で、そういう民間を活用するという、そういう何か選考基準のような項目がないことに質問させていただきたいんですが。

古屋知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱)

例えばこの男女共同参画推進センターの中でも事業計画、施設の効用を最大限に発揮できるものであること」ということで、こういう中で民間の創意工夫を提案していただくと。それぞれの項目の中で民間のノウハウ等を活用して、よりよい事業が実施できるように提案していただくと、それを評価していくという考えでやっておりますので、民間の力をできるだけ発揮していただくという視点でやっております。

遠藤委員

この選考基準がそれぞれの担当部局によって異なっていると思いますけれども、 それぞれの部局も同じように完璧というか、完全な民間の活用を明記したような選 考基準がなくて、漠然としたそういうものになっているんでしょうか。

古屋知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱)

今回の公募に当たりましては、私ども行政改革推進課で指針とガイドライン、あと要項の見本となるようなひな形を用意して各部局に提供しまして、各部局でそのひな形をもとに、それぞれの施設に適合するように修正して募集しておりますので、大筋としてはこれに似た形となりますが、それぞれの施設の特色を反映したものになっているというふうに理解しております。

遠藤委員

わかりました。指定管理者の指定が公益財団法人のやまなし文化学習協会ということなんですが、平成24年度のモニタリングの資料が手元にあるので見ますと、センターは、総合、峡南、富士と3カ所あって、それぞれ、利用者満足度というところのチェックが二重丸になったり、一重丸になったりしてるんですけれども、これはその施設によって満足度が変わるということは一貫した運営ができてないように思いますが、その辺はいかがでしょうか。

古屋知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱)

それぞれの施設の事情もあると思いますが、それぞれの施設で頑張っていただい てできるだけよくしていただくということでモニタリングを実施しております。で すので、確かに二重丸が一番いいわけですが、丸でもおおむね達成ということでございますので、私どもとしては大体うまくいっているのではないかというふうには理解しております。

臼井委員

今まで当局の説明の中で六億数千万円の積算根拠というものは明らかにしているんですか、私の聞き漏らしじゃいけないけど。

小林県民生活·男女参画課長

収支計算書というものをいただいておりまして、中に収入、それから、支出の別に記載がございまして、例えば収入でありますと利用料金収入でありますとか、それから、事業収入、場所にもよりますけれども、負担金がありましたりしまして、それから、雑収入等の項目ごとに積算をしていただいて収入の金額を出していただいています。それから、支出については人件費、維持管理費、事業費、その他という内訳でそれぞれに給与手当とか、賃金とか、それから、消耗品、燃料費等の積算をしていただいて出していただいております。

臼井委員

課長の説明というのは、手元にそういうものがあって説明したんだろうけれども、例えばこの全体的に言うと百数十億円という委託料というものが、幾つかの指定管理者に支払われると。このことに対して総体的にも相当な巨額であるということで、我々同僚の中でも、余りにも明確ではないということを言っている人もいるんですよ。だから、本来、5年間の六億数千万円というものがこういった積算根拠で、例えば今回は前年に比べて、たとえ何がしでも増額していると。これは消費税の増税によってなのか、その数字が私にはわからないけれども、今回の増額が2,000万円ぐらいになっているね。消費税はそんなに2,000万円も3%の増でしないと思うんだけれども、そういう意味で、この全てに言えることかもしれないけれども、もっとしっかりと積算根拠を明らかにすべきだと私は思います。

要は民間に委託することによってその民の活用によっていろんな、いわゆるコストも下げていけると、また行政の関連ですから、全てコストだけを主眼にするわけにいかないけど、しかし指定管理者制度というのは行政コストが余りにも年々歳々高くなっていくと、そういうものを抑えていこうということも指定管理者制度の1つの大きな根拠になっているはずなんだけど、そのコストを我々に示さなくて、一番大切なことだと思うんだけど、これはしっかりと答えられる人に答えてもらいたいと思うけれども。ほかのところもほとんどコストを明らかにしないの、しっかり答えられる人が答えなさい。

指定管理者制度というのはくざいようだけれざも、いろんなものを合理的にしよう、コストをできるだけ抑えよう、あるいはその施設やいろんな事業の活性化を果たそう、幾つかの目的があってこの指定管理者制度というものは誕生したはずでよね。その中の重要なものは、くざいようだけど、コストの問題、これを無視して指定管理者制度なんてあり得ない。率直に言うけど、そういう意味で私、実はこの施設は年間では何度も行っていますよ。何かイメージとして余りにも暗いイメージがある。行った人は誰でもわかると思うよ。もちろんドアボーイがいて「いらっしゃいませ」なんて施設じゃないことはわかるけれども、ともかくインフォメーションも全く、入り口に会合が、どこの部屋に何があるなんていうことは記されているけれども、何かイメージ的に暗いなと。このセンターのネーミングからしてだね、男女共同参画推進センター、大変いい名前なんだけれども、そういうことを余り感じないような、言葉が悪いかもしれないけど、ちょっとイメージが余り湧かないたいうか、率直に言って、もうちょっとこれある意味ではサービスの面においても、レイアウトも余りよくないかもしれない。事務所が左の奥にあって、事務所の人に

は出入りする人は全くわからない。

あそこへ行けば誰しも感じることではあるけれども、6億円ということは年間ー億何千万円かのお金がかかっているのでしょうが、本来あれだけの施設だったら事務所が奥にあってやむを得ないけれども、レイアウトもそういうレイアウトだから、だけれども、例えば入り口にボランティアかパートか、インフォメーションの1人ぐらいいてもいいのかなという気も私は行くたびに思うんですよ。そして部屋も幾つかありますよ、和室なんかもあったりいろいろと多岐にわたって利用できるんでしょうけど、先ほどの説明なんかを聞いていても、私の聞き漏らしじゃ悪いけれども、稼働率なんかも余り明確でないようだけれども、ともかく六億数千万円のお金を払って委託をして、しかもこの受ける団体も公益法人ですよね。大澤先生が理事長をやってらっしゃるいろんなことをやっている団体で、こういう団体があることもりがたいし、また結構なんだけれども、指定管理者のこの制度ができてから恐らく総体的に言えるのかなと思いますが、ある意味では委ね過ぎて役所が手抜きというか、しっかりとしたフォローができていないのかなと、実態把握までできていないのかとか、いろんなことを不審に思うんです。

例えばあそこには、このセンターには行政セクションも今でも何か入っているんですか。行政のセクションが入っているということは公務員もあそこには在住しているのかもしれない。余りにもともかく今言ったようにインフォメーションも何もないから不明ですよ、あのセンターそのものが。何のセンターなのか、これ貸し館かと、ただの貸し館なのか、あるいは行政の一翼を担っているものなのか、何か余りにも不明ということを、私はよく行きますからね、お茶の会にも行くしいろんな集会にも行くし、我々が主催する団体の会合にも貸し館として使わせてももらっているし、よく行くから気がつくんだけれども、何となく余り名前のようなイメージが湧かない、この場所へ行ってみてもね。そういう意味でちょっと辛口の話になっちゃうんだけれども、ぜひこれは皆さん全員が積算根拠を知りたいかどうかわかんないから、委員長が諮ればいいんだけれども、私1人に積算根拠をしっかり説明してもらうのか全員に示すのかだけれども、これ委員長諮ってください。

そういう意味で、よく言葉として丸投げという言葉があるけれども、もう丸投げしちゃってやっているのかなと。それじゃあちょっと幾ら指定管理者に委ねるとしても、ちょっと違うんじゃないかなという感じもします。そんな点しっかりと責任ある立場のそこにいる人のトップクラスが、こういった私の疑念に対して今後に対する方針も踏まえて責任ある答弁してもらいたいと思います。

岩波企画県民部長 まず後のほうの御質問のセンターのイメージが湧かないとか、暗いイメージがあるというふうな御指摘がありました。男女共同参画推進センターですが、従前にも恐らくそういうお話があってサブネームとして、ぴゅあ総合であったり、ぴゅあ富士というようなネーミングをさせていただいて、できるだけ県民全体に爽やかに受け入れられるようなサブネームをつけているというふうなこともしてまいりました。そういった中で、先ほど仁ノ平委員に対する答弁にもありましたけれども、男女共同参画という政策的なことを推進していく拠点でもあり、かつ、それを広く一般に受け入れていただくためには多くの方に来ていただいてその場を知っていただくということで、そういうことも取り組んできたわけなんですが、今御指摘ありましたようにせっかく来ても臼井委員が御指摘のような状況では、なかなか新しくお見えになる方をリピーターとしてこれからもお使いいただくということも難しいというふうな状況もあると思いますので、その辺については今後ここで指定管理者の切りかえですので、やまなし文化学習協会とも話し合ってインフォメーションの問題も含めて善処ができるように協議を進めていきたいと思います。

それから、収支についてでありますけれども、先ほど小林課長が申し上げました

ように、ここの館をどのように運営していくということは、やっぱり財務というのが基盤になることは当然でありますので、そこについては収支の見込みを出していただいて、その選定委員会の中でも審査の大きな要素として審査をさせていただいております。それから、委員の必置要件として公認会計士、会計がわかる方を入れて、その方を中心に審査していただいておりまして、それも財務的に運営ができるというふうなことで審査点の中に入っていただいております。したがって、その財務というか、館を運営していく財務的な部分については審査が十分できていると思いますけれども、それを当委員会のほうに提示をするかどうかというのは、今、日井委員からお話がありましたように、この男女共同参画推進センターを所管している私どもでお答えすることがちょっとできませんので諮っていただければ、全体にかかわるということかと思うんです。

個別で私どもの所管をしております男女共同参画推進センターのみでお出しできるかどうかというのは、所管をしております知事政策局とも協議しないとできないので、今それはお答えはできないんですけれども、よろしいでしょうか、そんな御答弁になってしまいますが。

鷹野知事政策局長 臼井委員の御質問の中に金額というところがございますけれども、実は指定管理者から提案された金額をまずベースにいたします。今回提示されました金額は前回の5年間よりも少ない金額を提示されております。その後、これから5年間の債務負担行為をお願いするわけでございますが、提案された金額の中身を検討いたしまして財政課の査定を受けております。その中で決まった金額が債務負担行為という形で上程をさせていただいているという状況でございます。細かいところは今申し上げられるかどうかというところはございますけれども、提案の細かい項目も実は動いている可能性がありますので、提案された総額という観点から金額を見させていただいているというのが実情でございます。どういうふうにして金額を決めるか、この金額がどういうふうに出てきたという経過はそのような形でやっております。

臼井委員

全然言っていることわからないよ。さっきも言ったように我々の同僚の中からも、全体の数多い指定管理者に対して支出されるお金が相当の巨額だと、これに対して個別にしっかり尋ねようじゃないかという意見もあって、今までコストの問題というか、積算根拠の問題が明らかにされてないから私はこれに言及しているんだけれども、公金を交付する以上は当然のこと積算根拠がしっかりしてないと、財政課の査定を受けたとか受けないということは、それはあなたたち内部の問題であって、県の公費を支出する以上は、契約する以上は当然積算根拠がしっかりなされていることは当たり前のことなんだ。今出せるとか出せない、今出せなくてどうして六億何がしという金が、金額が決まったのかと私はあえて尋ねますよ。財政課に査定を受けるって、財政課には当然積算根拠をしっかりと、恐らく何円単位まで示して財政課のヒアリングか何か受けているわけでしょう。

そういう意味でね、余りこんなこと長々言いたくないけれども、指定管理者制度というものの、くどいようだけど、根拠は経費の節減もしていかなきゃいけない、あるいは、公が相変わらずのやり方じゃなくて、民の活発でハードな威勢のいいそういう民の力をかりていこうとか、いろんな思いがあって国が、ルールとしてこういうものを決めたと。それに対して役所は、役所がやっているときよりも、もっとまが上がるんではないかという期待を持ってやっているわけだから、その実が上がった実績というものも我々に本来示さなければいけないわけだ。かつてはこうであったけれども、今はこんなふうに民に委託した結果として、こんなふうなことがかなったんだと。本当はもっともっと具体的な、ただ時間もないからそんな議

論はなかなかできないけれども、ある意味では資料としても渡さなきゃいけない、出さなきゃけない。民に委託したためにこれだけの効果が上がったんです、これだけセンターの活力が生じたんですというようなものを出して初めて、ああ、民への委託というのはよかったんだなと。民に委託した結果、停滞してしまったんではこれはやめて官がやる以外にないと私は思いますよ。

そういう意味で、もうこれ以上言いませんが、もうちょっと我々にこの指定管理者、この場で云々ということは、これは委員長が諮ってやってもらいたいと思うけれども、対比を、かつて官がやっているときと、民が何年間やってきたところで、こういういわば相乗効果があった、メリットがあった、効果があったというものを対比するような資料をしっかりと示してほしい、少なくとも、男女共同参画推進センターについては。県民文化ホールのことはまた後として、それを強く私は希望しておきます。希望じゃなく求めておきます。

飯島委員長

それでは、委員長からお願い申し上げます。先ほどから臼井委員から積算根拠を 示せという質問を受けておりますが、ここではしっかりした答弁はできないという 判断をしました。それでよろしいですか。

そうしましたら、再度質問にもあるように対比資料、あるいは、積算根拠にかか わる資料を今後速やかに委員会に提出することを求めたいと思います。よろしくお 願いします。

岩波企画県民部長 それでは、準備をさせていただきまして提出するようにいたします。

臼井委員

私たち積算根拠じゃなくて、事業がどんなふうに活性化されたか、そういうものを示しなさいと言ってあるからね。

飯島委員長

その根拠の根底は事業がどのように指定管理になってプラスになったかということが明らかにわかるようなということでありますから、再度お願いいたします。

臼井委員

先ほどの私の質問に答弁漏れがあったからだけれども、あの男女のセンターに行政のセクションが入っているのかという質問をしたが答えがないんですよね。何かいつその答えをしてもらっても構わないけれどもお願いします。

小林県民生活·男女参画課長

大変申しわけありませんでした。ほかの行政機関は入っておりません。前は消費 生活センターがあったんですけれども、今は機能を農協会館のほうに移しておりま すので、今はほかの機能はございません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第113号 指定管理者指定の件(山梨県立県民文化ホール)

質疑

杉山委員 この県民文化ホールは命名権をやっているんですが、それは県がいただいている わけですか。指定管理者がやっているのか、そこを教えてください。

古屋知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱)

ネーミングライツにつきましては県が直接収入しております。

臼井委員 これも先ほどと同じように積算根拠は今の担当課長の説明では、何ていうのかな、 全く十分じゃないので積算根拠をしっかり示してください。要望しておきます。

飯島委員長 先ほどの男女共同参画推進センターの件と同様に、この案件も積算資料並びに対 比資料等説明ができる資料を委員会として要望いたしますので、よろしくお願いし たいと思います。

望月委員 指定管理者候補のアドブレーン・共立・NTTファシリティーズですね、この関係とそのほかケイミックスの2社ですけれども、この評価の結果の差というのは0.88ですね、1ポイント以下なんですよね。そして請負金額は8億円対6億8,00万円と、この差はやはり大きいんじゃないかと思うんですね。ここら辺をどのような感覚で捉えているのかお伺いをいたします。

斉藤生涯学習文化課長

先ほど御説明させていただきました採点結果をごらんをいただきたいと思います。ここにございますようにそれぞれの審査項目ごとに微妙な優劣が出ていると思います。この表でいきますと選定基準の1番・2番というところをくくっただけでも、100点中の45点というエリアの中で実は指定管理者の候補者側がここで優位性を出しているということでございます。選定基準の3つ目から下のところで左右を見比べていただきますとおわかりのように、同点のところもあれば両者相違ないというふうな採点結果になりまして、最終的に金額差というところでございます。こで候補者になりましたところが負けている形になっております。こういったことが提案型のプロポーザルのまさに真髄であろうと私は考えております。いわゆる価格だけではないという部分で、県民文化ホールのような企画ですとか、広報力ですとか、いろいろな能力、技術、ノウハウ、そういったものを持ち合わせているかどうかというところにウエートを当然置きますと、金額的に高くてもその能力が評価されて選ばれるということが、今回の選定結果になったものと私どもは受けとめております。

望月委員 それにしましても、差が1ポイント以下の合計点ですよね。総合的にこれはいわゆる見るということで、部分的に悪いということで決めるということになればこれかなり違ってきますよね。そしてしかもこれだけの金額というのは、私は、これはちょっと問題ではないかというふうに感じるんですけれども、どうでしょうか。この企画とか、構成とか、そういったものがいいという判断のようでありますけれども、何か抽象的で私にはちょっとわからない。

斉藤生涯学習文化課長

委員がお尋ねの部分につきまして、こうやって表にまとめてしまいますととても 粗っぽいような比較検討をしたかのようですが、実はここには細分化されたもっと 細かい仕分けがされております。いわゆる細かい部分の評価差を積み上げていただいております。そういった意味ではやはり先ほども申し上げましたとおり、繰り返しで大変申しわけございませんが、提案型のプロポーザルということは単に金額だけではない、委ねた事業者がどれだけの力を持って、技術力ですとかノウハウ、経験、そういったものが県民の皆さんに喜んでいただけるような事業という部分につなげていけるかどうかというところを、選定委員会の皆様にはご評価をいただいておりますので、こういった僅差ということは新しく提案をしてきた事業者がかなり有力な事業者であったことは間違いないだろうと思います。ですから、次にまた応募してきたときには逆転をする可能性もございますし、そういった意味では今回の結果につきましては僅差ながら現指定管理者が残ったというふうに捉えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第114号 指定管理者指定の件(山梨県立リニア見学センター)

質疑

遠藤委員

ちょっと細かいところなんですが、提案価格差が丹青社と、JTBでは倍ぐらいになっていますが、これが採点結果で点数化されているわけなんですけれども、この金額が点数化される、計算式みたいなものがあるんであれば教えていただきたいと思います。

岡リニア推進課長 価格の評価点の算式でございますが、応募者中の最も低い額で提案をした価格をこの当該応募者の提案価格で除しまして、それに満点の配点されております 2 5 点を乗じるという計算式でございます。言い方がわかりづらくて申しわけございませんが、要は一番安い価格で提案をした団体と比較をして満点に掛けると、こういう計算式でございます。

杉山委員

この件に限らずなんですが、指定管理者の期間というのは5年間ということになっているんですが、5年間になったという根拠というのがありましたら教えてください。

古屋知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱)

5年間につきましては、受託者側の機器のリースとかが一般的に5年ということも一因でございます。それから、人を雇って育成していくというときに、余りにも短いとなかなか厳しいということもございまして、5年が妥当かなというようなところに落ちついてきたと。当初県も一番最初の平成17年のときは3年でやらせていただきました。それに対して民の側からもちょっと短いという話もあったりしまして、他県の状況等も比較する中で5年というのが一般的だということで5年とし

ております。前回5年でやっておりまして適正に運営できましたので、今回も5年 ということで5年を今回設定させていただいております。

杉山委員

リースだとか、職員の育成というお話なんですが、例えば職員の育成ということになると5年が本当に適正な、多分、指定管理者側から言わせればもっと長くということにはなるんだろうと思うんですけど、5年が本当に適正なのかというのは、当然短過ぎても指定管理者にとってはマイナスも出てくるんだろうと思うんですが、かといって長過ぎてもどうしてもチェックということになってくると、余り長いというのもやっぱりマイナスがあるということで5年なのかなと思いますけれども、例えばこのリニアの見学センターの入場者数ですね、そこがどういうふうに見積もるのかということで、この積算の根拠、収入の一番のところだと思うんですが、例えば利用者見込み数、入場者数ということは共通項として公募のときに出していることになるわけですか。

岡リニア推進課長 リニア見学センターの入場者数の見込みについてでございますが、これは募集 の際にこういう積算でおおむねこれくらいの入場者が見込まれるということと、それに応じて収入金額は最低これぐらい得られるだろうという見込みを示して、その上で募集をしているところでございます。

杉山委員

いずれにしてもそこが最大の収入源になるわけですね、指定管理者側にとっては。そこは当然ながら今おっしゃったように、最初そこは多分共通の収入ということになるのか、入場料に差がつくということになると全く収入の大きさも違ってくるんですけれども、例えばこの場合、利用者数は公募のときに県のほうから提示をして、それに基づいてそれぞれが積算して評価されるということになるわけですが、例えばそうやって県で10万人が見込まれますよという情報を出して、それに基づいて応募する団体がそれに基づいて積算をつくるということに当然ながらなるんだと思いますが、その段階で例えば入場料とかいうところに差がつくものなのかどうか、応募する団体側が入場者数あるいは入場料によって収入が大きく変わってくるわけですね、積算する場合に。例えば県が公募するときに情報提供として入場者数が10万人で入場料が幾らですよということまで規定するわけですか。そこをお願いします。

岡リニア推進課長 リニア見学センターについて申し上げますと、まず入場者数については有料入 場者数6万8,000人程度、そしてそれによって得られる収入金額は2,400万 円程度ということを示した上で募集をしているところでございます。

杉山委員

そうすると、それぞれの公募団体の収入見込みは同じ条件で、運営努力だとかも るもろのところで差をつけているということに当然なるわけですよね。

先ほど5年ということに期間が決まっているんですが、例えば5年といえばかなりの期間だと思うんですが、その間に例えば資本の大きいところ、それぞれの方が大きいところだと思うんですが、5年間で県が示した入場者数がそのとおり、あるいはそれ以上に行けば当然いいんでしょうけど、それ以下だったときにはどういうふうになるんでしょうか。

岡リニア推進課長 リニア見学センターについて申し上げますと、非常に特殊な状況でございまして、今までの既存の施設に新たに新館を建設して、それが来年度からオープンすると、ほぼ新設の施設に等しいような状況でございますので、そういう前提で申し上げますと、御指摘のように入場者数が何人かというのははっきり申しまして開館し

てみないとわからない部分は当然ございます。先ほど申し上げました 2,400万円の入館料収入を下回ってしまう場合と超える場合、両方考えられる状況でございます。まず下回ってしまった場合につきましては、これは指定管理者がその赤字になった部分は負担をするということになります。逆に 2,400万円を上回った部分につきましては、今回の候補者との協議内容に基づきますと、全額県に還付されるということになっております。

遠藤委員

先ほどの件なんですけれども、計算式は大体わかったんですが、リニアの施設に関しては点数評価の満点が25点ということで、先ほどの113号、文化ホールの件の多分選考基準の6番と同じだと思うんですけれども、満点が20点なんですね。この差があるんですけれども、この辺についてはどういう考えがあるんでしょうか。

古屋知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱)

今回、行政改革推進課のほうから出した基準の中で、ソフト事業がほとんどないような施設については施設の管理だけですので価格点の割合を大体40%で見込むようにと、ソフトの比重が非常に多い施設については20%ということで、その中間の施設については30%ぐらいという目安を示しまして今回公募をかけております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第106号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第3条債務負担行為の補正中総務委 員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第 25-13 号 特定秘密保護法案の廃止を求める意見書を採択について

意見

臼井委員

今、私は不採択という発言をしましたけれども、御存じのようにせんだって12月6日、参議院の本会議で法案を可決・成立をしてしまいました。したがいまして、これは総理大臣の記者会見などを聞いていますと、後の例えば情報諮問会議つくるとか、情報監察室を設置するとかいうことを言及されていますので、我々は成立の可否についているいろ言う立場ではありませんけど、現実に成立をしたということ考えてみますと、これは請願の含意には既に及ばない話だと思いますので不採択を

私は提案します。

討論 なし

採決 全員一致で不採択すべきものと決定した。

請願第 25-3号 地方自治と民主主義を守る立場から、沖縄全自治体の総意を尊重し、日本政府に対し、米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と全国での低空飛行訓練中止を求める意見書の提出を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(富士スバルラインマイカー規制について)

早川副委員長

まず一合目から五合目に車で行くスバルラインですけど、マイカー規制の延長について9月議会の総務委員会で12月中に方針を出すという答弁があったと思うんですが、先日、県は62日間に延長の考えで調整していると新聞報道がありました。また地元の関係者からのそういった声も聞いているんですが、確認ですが、あくまで県としての考えとして62日間へ延長の方向なのか、そしてまた重要なのは延長する根拠だと思うんですね。その根拠として私はイコモスの勧告で来訪者管理戦略とかマイカー規制の必要性ということがうたわれていると思うんですが、それに応えるべきだと思うんですけれども、これに対するものなのか、はたまた別の理由があって62日間の延長の方向で考えているのか、それをまずお伺いします。

泉富士山保全推進課長

委員がおっしゃっていただきましたとおり、世界遺産委員会の諮問機関でありますイコモスのほうからイコモス勧告というのが出されております。こちらのイコモス勧告におきまして、スバルライン上を通行するマイカーによる渋滞や排気ガスについて問題視されております。そしてマイカー規制に係る議論が現地で行われているということについて評価がなされている部分もございます。県としましてもこうした指摘に対しては真摯に応えていく必要があると考えております。そして日数のところでございますけれども、委員のお話になった案も含めまして、現在、地元とも意見交換を行っているところでございます。引き続き意見集約に向けて調整中でございます。

早川副委員長 先ほどの答弁だと62日間も含めてという解釈でいいと思うんですが、それも含

めてきょうの新聞とか最近言われているんですが、地元で意見がばらばら、いろんな意見があると思うんですね。それを12月中に開催する富士スバルラインの適正利用と富士北麓観光振興検討委員会で最終的に方向を示すという論調もあるんですけど、重要なのは今後地元のいろんな意見がある中でどうやってそこまで調整していくのか。難しいとは思うんですが、しかし一方で先延ばしもできないんですね、いろんな問題があると思うので。ですから、この委員会をいつ開催するのかもう一度改めてお聞きして、方向性をまとめる予定が改めてあるのか伺います。

泉富士山保全推進課長

委員御指摘のようにただいまさまざまな現地の地元関係者の皆様の御意見をいただいておるところでございますが、こういったものをしっかりと踏まえまして、最終的には今月20日に開催予定の富士スバルラインの適正利用と北麓観光振興検討委員会、この場で方向性を議論いたしまして整理をしていただく予定としております。

(富士山登山道通行期間について)

早川副委員長

わかりました。富士スバルラインは、一合目から五合目なんですが、次に同じように議論されている中で五合目から上の登山道というのがあるんですね。その山小屋はあいているけれども、登山道は閉鎖している、という議論があるんですけど、今やはり同じように7月1日から8月31日の期間ですけど、県は知事も9月の中旬ぐらいまでやってもいいんじゃないかという新聞報道がありました。もちろん静岡県との調整もあると思うんですけど、これも同じく現状県として来年の改めて延長の考えがあるのか、または具体的に何日という案があるのか、お答えできればお答えしていただきたいと思います。

泉富士山保全推進課長

委員御指摘のように、この夏、現状といたしまして登山道の閉鎖につきましては 9月2日に実施をいたしております。知事からはこれについて延ばしてもよいという発言を過去の会見等でもしておるところでございます。一方で知事のほうも登山道の閉鎖時期については、関係者合意のもとで進めていかなければならないとも発言をしておりまして、現在、道路管理者である県としましても鋭意地元関係者の調整に当たっているところでございます。こうした調整の状況を踏まえまして、県として最終的な方針を整理してまいりまして、今月こちらも20日の開催予定の同じ富士スバルラインの適正利用と富士北麓観光振興検討委員会の場で説明をしてまいりたいと考えておるところでございます。

早川副委員長

答弁漏れがあったと思うんですけど、今、県としての具体的な案ですね、延長するという案は、報道機関もいるんですが、具体的に示すことは今ここではできないということでよろしいですね。

泉富士山保全推進課長

現在、県としましては地元関係者との調整に当たっているところでございまして、 今、具体的な日数についてお示しすることはできませんということで、よろしくお 願いいたします。

早川副委員長

わかりました。それは理解いたします。

それともう一つ確認ですが、これも重要な問題で今度はスタートの時期だと思う んですね。静岡県は7月10日に開通をすべきというふうにしているんですけど、 山梨県としては開通の時期はどう考えているか。閉鎖の部分は言っているんですけど、開通の時期ですね。地元で言うと信仰の対象ということで山開きの7月1日に開山祭という、信仰にとって非常に重要なイベントがあるので、ずらすべきではないという意見があると思うんですね。その中で本県として開通の時期についてはずらすべきではないということで、それは議論されてないと思うんですが、それは今どういう考えなのかをお聞きします。

泉富士山保全推進課長

先日報道がございましたように、静岡県側は7月10日からという意見も一部出されているというところでございまして、この点について過去山梨県側の吉田口登山道におきましては、7月1日からの登山道の開通ということになっておりまして、ここにつきましては現地の関係者の皆様からの御意見等も伺いながら、まず県の道と、県道ということでございますので、道路管理者として最終的にどのようにするかということにつきましては、引き続き調整をしながら判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

早川副委員長

答えられない部分もあるということで整理すると、この問題だけを整理しますとスパルラインを延長したいという部分と、五合目から上の登山道を延長したいという部分で、12月20日の委員会で一定の意見集約、もちろん決めるのは例えばいるんなことがありますが、意見集約とか方向性が固まるということで、先延ばししないでそれで固まるということでよろしいですね。

泉富士山保全推進課長

現在お見込みのとおりのスケジュールで考えておるところでございます。

(富士山五合目の総合管理センターについて)

早川副委員長

ぜひ調整等非常に難しいと思うんですけど、頑張ってください。

次に、本会議の私の質問からちょっと流れるんですが、従前から安全登山をするためには五合目にある県の総合管理センターがありまして、それがちょっとわかりづらい。次長たちはよく行かれていると思うんですが、わからない部分があって、その高度化利用をすべきだというふうに私は常々言ってきたんですが、そんな中で9月議会で知事から総合管理センターのあり方も含めた富士山の五合目が、今後どういうふうな方向にしていくか、五合目のあり方検討委員会を開催することが決まったと答弁があって、報道では秋にも検討会を立ち上げるということがあったんですが、しかし、いまだにこれは開催されてないということなんですね。重要な夏山のシーズンを終えて、それをすぐ反省して開催をすべきであるのに、いまだに開催されてないというのは何か理由があると思うんですが、それどうしてでしょうか。

泉富士山保全推進課長

委員御指摘の四合目・五合目のあり方検討会ということだと考えておりますけれども、こちらにつきましては前回の9月議会で答弁をさせていただいているところでございます。この件につきましては報道ではそういった話があるということもございますけれども、中身といたしましては、大規模メガソーラーへの突発的な対応が業務として発生をしましたり、関係者との例えばさっき申し上げたようなマイカー規制等に係る調整等も、丁寧に実施する必要があったという実情がございます。そしてあり方検討会についてはこの時期に開催をする運びとなりました。またこの四合目・五合目のあり方検討会につきましては、開催に向けてもちろんそういった業務と並行しまして、開催に向けた事前の意見聴取等も実施予定にしておりました

関係で、現在考えております開催のスケジュールとなったということでございます。

早川副委員長

市川理事ですね、この問題は昔から議論してきて、先ほど突発的なメガソーラーのこともあったということで、それはやむを得ないにしても、富士山の安全対策にとっても世界遺産の価値を広める意味で、前からお話をしているように、そしてまた富士山に登山で来ている観光客を麓の地域に広める意味でも非常に重要だと思うんですね。もちろん調整をなさっていると思うんですが、忙しい中だと思うんですけど、ぜひ12月中に開催をしていただきたいと思うんですが、もう一度この会でどんなようなことを話し合っていくのかと開催の時期のスケジュールが発言できれば、発言できなければいいんですが、理事にお答えいただきたいんですが。

市川知事政策局理事 ただいまの五合目のあり方検討委員会につきましてのコメントを含めての御質問であろうかと思います。委員のほうから御指摘ございましたとおり、今回の夏山シーズンいろいろな課題がございました。これを踏まえて私ども職員一丸となってそれぞれの関係者のところに丁寧に御意見を伺ってきたという経緯がございます。こういったものを踏まえまして、今、委員のほうから御指摘のあった五合目の総合管理センターのあり方等を含めて、大きく見直しを図る必要があるだろうということを考えております。具体的にはまだですけれども、今週13日には五合目の関係者、それから、学識者も含めた形で会議を開きまして御意見を伺う機会を設けたいと思っております。こういったところで、まず五合目というのはまさに登山者への啓発の場所でもありますし、御指摘のとおり麓への誘導という場所としても大変重要な場所でございますので、ここはしっかりと議論をしてよりよいものにしていきたいと考えています。

早川副委員長

最後になりますけど、今、富士北麓地域では富士山に関連する会議が大げさに言うとほぼ毎日行われているんですね。入山料は、ここで言うことじゃないかもしれないが、入山料は観光部、スバルラインは県土整備部、きょう料金のことは聞かなかったですけど、メガソーラーはエネルギー局だと思えば知事政策局がやってみたり、それで一方地元で集るメンバーは似たようなメンバーが集っていて、こっちは違うけど、地元で集るメンバーは同じようなメンバーが集っていて議論がダブるんですね。これお願いになって将来的なことかもしれないんですけど、富士山保全推進課は今そういうために一生懸命頑張っていますが、もうちょっと厚くしてですね、将来的にもっと縦割り行政の部分を少し減らして、もう少し富士山に特化した統一的な組織を、将来的に検討していただく、吸収していくように検討いただけないかなと私は思うんですけど、最後に恐縮ですが、局長、御所見をいただければと思います。

鷹野知事政策局長 富士山の世界文化遺産につきましては8月の段階で富士山保全推進課というものをつくりまして、世界文化遺産あるいは安全対策というところを知事政策局でまとめて対応するようにしたところです。ただ県土整備部あるいは観光部が持っている仕事につきましても、そこまでまとめてやるのは余りにも大き過ぎるんではないかというふうな考え方の中で、今の現状としてはそういう形で少しまとめさせていただいた段階ですので、将来的にまた状況を見ながら考えさせていただくことになるかと思います。

(ふるさと納税について)

木村委員

先日一般質問の中でふるさと納税についての質問がありましたので、ここをもう 少し詳しくお聞きしたいなということでお願いをします。 ふるさと納税制度は平成 18年に西川福井県知事が、多くの国民が地方のふるさとで生まれて教育を受けて育った人材が、都会に流出して都会で納税をしている状況を、都会が負担すべき教育コストを地方が肩がわりをし、本来、地方が受けるべき税収を都会が得ているとしてふるさと給付金控除制度として提唱したのが始まりと承知をしております。本県でも多くの方が就職などを機に県外に移り住んでおり、まさに西川知事がおっしゃっています肩がわりをしている状況であると思うんですね。都会に住む方からふるさと山梨への寄附を呼びかける必要があると思いますが、もう既にやっているんですけれども、そこでまず制度が始まった平成20年度以降のふるさと納税制度による寄附金の収入実績についてまずお伺いをいたします。

弦間政策参事

平成20年度から昨年度平成24年度までの収入実績についてお答えをいたします。まず平成20年度は88件で金額は1,478万円でございます。21年度は133件で1,821万2,500円でございます。平成22年度は167件で2,392万4,000円、平成23年度が177件で2,586万100円でございます。昨年度平成24年度が196件で1,508万6,400円でございます。

木村委員

それはもうホームページで見させていただいているんですが、平成24年度が件数が多いけれども、金額的に少なくなってしまったのは、多分東日本の震災のためかななんて自分ながら思っていましたけれども、それはそれとしまして、ふるさと納税として寄附する際にこのパンフレットにありますように、大きく3つの行政分野に使途を指定できるようになっているわけですが、この3つの分野それぞれの寄附金の実績についてお伺いをしたいと思います。

弦間政策参事

ふるさと納税の使途、使い道についてでございます。3つの行政分野に指定できますけれども、1つが森林保全、2つ目が富士山の保全・環境美化、3つ目が青少年の育成、3つ指定できることになっております。まず平成24年度森林保全の分野ですけれども、県民緑化祭の開催に要する事業に80万円を充当しております。マツクイムシ被害対策に要する事業に39万2,000円を充当しております。富士山の関係ですが、不法投棄防止対策に要する事業に75万円を充当しております。また富士ビジターセンター運営に要する事業として219万6,000円を充当しております。青少年育成関係ですが、国民文化祭の準備及び開催に要する事業に844万3,400円、青少年の長期自然体験活動に要する事業に250万5,000円を充当しております。

木村委員

このことは寄附してくださった方には、いただいたという報告、このようなところに使ったという報告はされていると思うんですが、よその県なんかを見ますと一般県民といいますか、一般の人にもこういうことのためにこういうふうに使ったというのが出ているところもあると思うんですけれども、そういう点について、いただいた人ばかりでなくて県民に広く報告をすべきだと思いますが、両方について、寄附してくださった方にはこういうふうにして、一般の方にはこういうふうにするというふうにお答えをいただきたいと思います。

弦間政策参事

寄附についての充当した事業の成果、事業の内容についての報告の件だと思いますが、寄附された方に対しましては年度末に寄付者全員に寄附金を充当した事業全ての事業の概要、また成果を示しました成果報告書を全員に送付をしております。また、一般に対しましては県のホームページのほうに年度末に全ての事業について、先ほどの事業概要と成果についての報告書を掲載しております。

木村委員

最後になりますけど、本会議においてことしは富士山の世界遺産登録で山梨が大

変注目を浴びているということで富士山の質問も出ているわけですが、やっぱりこの機を捉えて、このパンフレットを見て知事さんたちが喜んでいる姿は出ているんですけれども、やっぱり世界遺産登録をされたんだということを、幅広く本県へのふるさとの納税を呼びかける、使途の分野に富士山が出ているわけですが、さらに文化遺産登録をされたということを、もうちょっときちっと呼びかけるようにしたほうがいいんではないなと思うんですけれども、その点についてお答えをください。

弦間政策参事

幅広い呼びかけの件でございますけれども、本年度は富士山が世界遺産に登録さ れたという絶好の機会でございますので、都内での観光キャンペーン等でPRをし てございます。まずふるさと回帰フェアというのがございまして、田舎暮らしであ るとか、ふるさとへの回帰を考えている方を対象とした全国規模のイベントでござ います。これは全国の自治体であるとかNPOが参加いたしまして、移住相談コー ナーというふうなものを設けている毎年やっているイベントでございますが、こと しは早稲田大学で行われました。そこでのふるさと納税の呼びかけを行いました。 また、銀座貿易ビル前で山梨県の観光キャンペーンをいたしましたので、そこでの PRを行いました。また、県外の施設ということで東京日本橋の富士の国やまなし 館、東京有楽町に6月1日にオープンいたしましたやまなし暮らし支援センターで パンフレットの配布、呼びかけをしております。また、県内の観光施設あるいは県 内の旅館等でも本県に観光で来られた方、宿泊しているお客様に対しましてふるさ と納税の呼びかけをしております。この辺が本年度新たに取り組んだ内容でござい ます。富士山の世界遺産登録をされた絶好の千載一遇のチャンスでございますので、 今後とも県のホームページでの掲載、あるいは関連サイトでの積極的な登載、ある いは県外での観光キャンペーン等を活用したPR活動を強力に今後とも進めてい きたいと考えております。

以上でございます。

木村委員

わかりました。富士山というのは本当に心のふるさとで日本国民が全ての方が思っているというふうに思います。この間の質問で何か金額のことが出ていましたけれども、私は金額ももちろん大切ですが、ふるさとを思う気持ち、富士山を日本のふるさととして思う気持ち、そういうものをしっかりと皆さんに伝えるような形で、これからもどんなふうにあらわすかはともかく、そういうことが伝わっていくようなことを考えながらパンフレットをつくっていただきたいと思います。

(休憩)

(県ホームページについて)

仁ノ平委員

本会議の知事答弁の中でたしかオリンピックの関係で、観光客増加への対応というような質問に対する御答弁だったと思うんですが、県庁ホームページの多言語化を進めるとのお言葉があったように聞こえたんですが、よろしいでしょうか。

茂手木知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱)

県のホームページにつきましては外国語の場合ですけれども、現在 5 カ国語で対応させていただいているんですが、これは昨今の事情に鑑みまして東南アジアの方面の言語をふやしていこうではないかということで、今、検討をしているところでございます。

仁ノ平委員

現在も多言語表示はされていて、今後のASEAN諸国の観光客の増加が見込まれるので東南アジアの言語の表記も検討しようというお話と理解してよろしいで

すね。

茂手木知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) さようでございます。

仁ノ平委員

どちらかというと日本の国はアメリカ・ヨーロッパの顔を見てこれまで来ましたので、東南アジアの言語に対応するということは本当に大事なことで遅きに失したかな、また観光客増加だけでなく中小企業の海外進出、特に東南アジアとの密接な関係と言われているところですね、大変望ましいことでして歓迎したいと思います。それで具体的にはいつごろをめどにとか、どのような言語を考えているのかとか、もうちょっと詳しくお話しいただけますか。

茂手木知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱)

いつごろをめどにということでございますけれども、これは私どもだけではなくて協力をいただきます観光部国際交流課のほうの業務上の都合もございますのでそちらのほうと、国際交流課のほうにいらっしゃいます国際交流員の方に御協力をいただくわけですけれども、そちらの方の抱えている業務がございますから、都合を見ながらということで対応を考えております。

仁ノ平委員
具体的にどこの言葉というのはまだわからないでしょうか、とか、期日とかは。

茂手木知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱)

期日につきましてはできるだけ早い機会にということで考えております。それから、どこの言葉かにつきましては現在インドネシア語を対象に考えております。

仁ノ平委員 個人的にはなぜタイ語がないのかなと思いますし、タガログ語はどうしたんだろうと言いたいとこなんですが、まずはインドネシア、それ以外考えてないんですか。

茂手木知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱)

インドネシア語を対象にいたしますのは、たまたまといいますか、観光部のほうの国際交流員としましてインドネシアの方が今いらっしゃっているという機会を捉えまして、とりあえずインドネシア語から進めていこうということで取り組んでいるところでございます。

仁ノ平委員

わかりました。とりあえずということで、今後、タイ語であり、インターネットでもつき合いの多いインドであり、フィリピンのタガログ語であり、拡大していくのかな、特にアジアの中の日本であり、世界の中の山梨でありますので、また、山梨の中にも世界の人々がいらっしゃるということで、ちょっと遅かったかなというきらいはあるんですが、知事答弁でそういうことでちらっと耳にしたものですからうれしく取り上げさせていただきました。ぜひさらにインドネシアだけなく多言語の表示を要望したいと思っております。

(男女共同参画について)

杉山委員

せっかくの機会ですので、男女共同参画のことなんですが、県内にも3施設あるということで、それぞれ活動されているんだと思いますが、私の地元の都留市は男女共同参画基本条例という条例をつくっているんですが、男女共同参画について県内の各市町村だとか、その辺の状況と、あるいは、こういう男女共同参画を県が進めているという、現に県がどういうことをされているのかということを教えていた

だければと思います。

小林県民生活:男女参画課長

今、男女共同参画を進めている上で重視しているというか、そのもとになりますのはやはり県の第3次の男女共同参画の計画でございます。今回、計画を平成24年度に策定をしたんですけれども、その中で重視する視点としては、女性の社会への参画の促進、また男性・子供にとっての男女共同参画の推進、それから、地域社会の活性化と男女共同参画の推進などを重点項目というか、重きを置く視点ということで取り組みを進めております。

センターですけれども、男女共同参画の計画の中にセンターの機能強化という部分を盛り込んでおりまして、運営協議会やサポーターの意見、アンケート調査等に基づき時代の変化や地域のニーズを反映した運営を行う。また、市町村関係機関や地域で活動する団体などと連携・協働して行う研修や講座などの開催を通じて、地域におけるさまざまな課題の解決に向けた実践的な活動やネットワークづくりを支援をしていく。また、地域における課題解決や実践活動の事例など、男女共同参画の推進に関する調査・研究、情報の収集・提供や普及啓発、交流促進、相談などの事業を充実させていきますというふうに記載をしておりますので、センター3館ございますけれども、こういった方向に沿って、今後、事業を展開していっていただくというような考え方でおります。

杉山委員

センターがそういう趣旨、目的を持って活動されるということなんですが、ここである意味主体となるところは市町村がある程度具体的な活動をされていくんだと思うんですが、具体的にセンターなり県なりが各市町村とのかかわりですね、それはどういうようなかかわりになっているんでしょうか。

小林県民生活:男女参画課長

市町村とは県のほうのでも担当者会議を年に2回ほど開催をしておりますし、また、センターのほうでも管内の市町村の担当者の研修会といったものも開催をしておりまして、そういった中で連携をする中で男女共同参画の推進をするという取り組みを進めております。

杉山委員

そうだろうなということなんですが、例えば3施設、今、県ではあるんですが、 先ほどの臼井委員の話の中にも、現状、立派な施設が既にあるんですが、基本的に 主体的にやられているというよりは地域のいろんな団体に会場を貸しているとかいう、何かそういうことが主な役割になってしまって、センターが自主的にその地域、例えば都留にある施設なら郡内地域に対して、それぞれの市町村にこういう働きかけをして、地域の男女共同参画を促しているとかっていうのがなかなか見えづらいかなというようなことをすごい感じているんですけれども、先ほどおっしゃったようなそういう目的をもうちょっと表に出して、せっかく立派な施設があるわけですから、そういうところを十分に活用して地域の男女共同参画を進めていただきたいと思います。

小林県民生活・男女参画課長

今、計画の中でも重点を置いているんですけれども、地域の課題解決への取り組みの支援ということをしていこうということで、実際に当課でも地域実践活動支援事業というのをしておりまして、各地域で防災に関する取り組みを男女共同参画の視点を持ってやっていこうということで、いろいろな市町村で今取り組みをしていただいています。それに関して各センターでも出前講座でそこの取り組みをしてい

る団体に支援するとか、あるいは、センターの中でもそういう防災の取り組みの研修会を開くとかいったことで支援をするということでやっておりますので、順に各地域の課題への解決の支援ということも、県も、それから、各センターも取り組みを進めていきたいと考えています。

主な質疑等 警察本部関係

請願第 24-7号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることにつ いて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(冬山の登山者対策について)

早川副委員長

先日、富士山の御殿場口で冬山の技術を訓練していたグループ4名が遭難してしまって、私はプロだと思うんですが、その人たちが遭難したという重大な事故が発生したわけですけど、これから冬山シーズンが到来ということですので、私が認識しているのは12月から2月ぐらいが非常に危険だと思うんですが、そんな中で富士山に関しては新聞報道を見ると、昨年度、平成24年度は3件事故があったということを聞いていて、まず私が把握できてないので山梨県全体、富士山だけじゃなくて全体、本県の平成24年度の遭難事故はどれくらいあったのか、富士山の3件というのも含めて、まずお伺いします。

古屋地域課長

平成24年度における冬山シーズン、県内における冬山の山岳遭難につきましては12件13人となっております。その13人の内訳についてですが、死者3人、負傷者7人、無事救出が3人となっております。また、このうちの富士山での遭難は委員御案内のとおり3件、3人、その3人の内訳につきましては死者2人、負傷者1人となっております。

早川副委員長

今の答弁によりますと大体山岳遭難のうち25%ぐらいですかね、富士山で遭難しているということなんですけれども、山岳県である本県で、ことしじゃなくても今までも相当の登山者が訪れていると思うんですが、その中から地元の登山ガイドさんとか関係者の人から、冬山の登山対策がまだまだ十分じゃないんじゃないかという声を私は聞くんですが、もちろんこれはひとえに警察の方々だけのことではないと思います。ただ、その中でまず警察が現在行っている冬山登山の対策について教えてください。

古屋地域課長

登山に係る安全対策につきましては、その主体たる県あるいは地元の市町村等の行政機関、それから、山岳会、観光業者等との連携というものが不可欠でございます。このため県警察としましてはこれらの関係機関・団体と連携しまして諸対策を推進しているところであります。具体的に申し上げますと、登山口や最寄りの駅等におきまして関係市町村、それから、地元の山岳会と協力しまして安全登山を呼びかけております。また、広報冊子「冬山情報」の作成・配布、それから、県警ホー

ムページへの山岳情報の掲出、登山用品の販売店を通じた情報発信などといった広報・啓発活動を行って、万全な準備による事故のない登山を呼びかけております。なお、先週の土曜日ですが、富士山の吉田口登山道馬返し、一合目ちょっと手前になるんですけれども、ここにおいて富士吉田警察署が主体となりまして地元山岳会とともに装備品の確認とか、登山計画書の提出を呼びかける現地指導を行ったところ、マスコミ等でも大きく取り上げられるなど、その効果がございましたので今後も同様の取り組みを実施していきたいと考えております。

早川副委員長

答弁で言われてしまったんですけれども、この「冬山情報」の配布、私はまず知らない部分とか、広報の工夫も必要なんじゃないかなと思うんですね。ホームページを見るとかいうのはどうしても受動的なんで、そうじゃなくて、積極的に広報の方法も検討していただきたいと思います。今、現状の冬山の登山の安全対策はわかりましたが、特にこれから大切なのは、ことしは富士山が世界文化遺産登録になりまして、富士山の本体だけじゃなくて、どちらかといったら、富士山を遠くで見てて、富士山と日の出とか、あとは遠くから富士山を見るとか、もちろん本県は八ヶ岳なんかのそういうふうなところの山が注目されていると思います。そこで特に集中的な、これから年末年始を迎えて、対策強化が必要だと思います。その中でも特にことしはできれば新しい、世界遺産というか、山梨県で特に冬山登山を強化しているんだという、そういう対策ができればいいかなと考えているんですが、その辺に関する御所見をお願いします。

古屋地域課長

委員御指摘のとおり本年度の冬山シーズンは富士山が世界文化遺産登録されて初めてのことになります。これに伴いまして富士山だけでなくて県内の富士山が見える場所、いわゆる富士山ビューポイント、こういったところで初日の出眺望とか、あるいは写真撮影、こういうものを目的とした登山者の増加が見込まれます。そこで県警察では12月28日の土曜日から翌年1月5日の日曜日までの9日間、これを年末年始における山岳遭難対策強化期間と設定いたしまして、特に12月31日、それから、1月1日、これはその中でも特別対策日と設定しまして、山岳会等と連携をしまして富士山ビューポイント等に通ずる登山口、あるいは、最寄りの駅等における登山指導を重点的に実施することとしております。また、期間中は山岳遭難や突発事案、こういうものに備えまして県警へリ「はやて」の早期運航体制の確保とか、あるいは、地元の市町村や山岳会、県の防災へリ「あかふじ」、こういうものとの連携を強化するなどいたしまして、有事即応体制を確保する予定であります。

早川副委員長

その新しく設けていただく対策期間、ぜひ、先ほどもあったんですけど、県の所管部課とか地元の関係機関と例年以上にミーティングしていただいて連携をとっていただければと思います。

最後に、また富士山に戻るんですけど、先ほどは県全体の雪山対策ということだったんですが、しつこいようですが、県全体での対策がもちろん富士山に対しても適応すると思うんですけれども、先ほどお話にありました、馬返しという一合目の手前のところで啓発活動やっていただいて、非常に御尽力いただいていると思うんですが、また繰り返しになりますけど、特に富士山に対しては何か対策強化をやっていただく予定があるんでしょうか。ぜひやっていただきたいと思うんですが、その辺の所見をお伺いして最後に終わります。

古屋地域課長

委員御指摘のとおり日本で最も高い独立峰であります富士山の冬というのは、気象条件も非常に厳しく非常に危険な山ということであります。そこで富士山の安全活動かつ快適な利用等を促進するということを目的に、環境省が主催しまして国の

省庁、あるいは山梨・静岡の両県、また各関係する市町村、それから、観光協会などもメンバーになっております富士山における適正利用推進協議会、これが本年の7月に富士登山における安全確保のためのガイドラインというものを出しております。これによりますと冬の富士登山の注意事項といたしまして、万全な準備をしない登山者の登山禁止ということをうたっております。これを受けまして県警察では対策強化期間中、関係機関・団体と連携いたしまして、先ほども一部申し上げましたけれども、吉田口の登山道の入り口あるいは登山道に通ずる駅などにおきまして、登山者に対して山岳装備品を確認するなど万全の装備に関する安全指導を特に強化することとしております。

(運転免許証自主返納制度について)

仁ノ平委員

本会議で高齢者の交通事故防止対策についてお伺いをいたしました。その際、本部長から運転免許証自主返納制度を事故防止の取り組みの1つとして御答弁いただきました。そのことで伺いたいと思います。運転免許証返納制度とはどういう制度で、警察ではその交通事故防止の有効性についてどのように認識されているかまず伺います。

- 篠原運転免許課長 運転免許の自主返納制度は加齢や病気等により身体的機能の低下などを自覚した運転者が、みずからの意思で運転免許を返納する制度であります。平成24年中の全交通事故のうち高齢者が関係する事故は1,606件で全体の約27%を占めております。そのうち高齢者が運転者として関与した交通事故は1,485件で全体の約25%と高い割合を示しております。この制度は高齢者がみずからの意思で運転免許を返納するものであることから、こうした高齢運転者による交通事故の減少が期待できるものであります。
- 仁ノ平委員 高齢者のかかわった事故が二十数%と伺ったんですが、死者数に関しては50% ほどという御答弁でしたね。それほどに高齢人口の増加により高齢者絡みの交通事 故はふえているということになるかと思うんですが、さて、この自主返納制度は1 5年前に始まったと聞いています。15年たつわけですが、返納者の数はどれぐら いなんでしょうか。その推移はどうなっているか伺いたいと思います。
- 篠原運転免許課長 自主返納制度は委員が申されましたとおり15年前の平成10年4月から開始されており、平成10年中の返納者数は11人、うち高齢者の返納者数は10人でありました。その後は年々増加しておりまして、平成24年には全返納者数は53 3人、うち高齢者の返納者数が506人まで増加しております。

仁ノ平委員

既に昨年の段階で当初高齢者の返納者が10人だったところが500人で50倍にもなって、順調に増加しているかなという感じを受けます。また、伺っているところによりますとことしは既に700人を、今、現在突破しているということで順調にふえているかのように思うのですが、高齢者で運転免許をお持ちしている人の数は万を超えると思いますので、返納している人は1%にも満たないのではないかな、分母を考えるとまだまだの数字ではないかなと思うんですが、高齢者の運転免許保有者のうち返納者は700人ぐらい、その割合はどれぐらいになりますか。

篠原運転免許課長 平成25年10月末の高齢運転者の自主返納率は全体の0.54%であります。 今後、自主返納制度の周知を図り、身体機能が低下し運転に著しく支障が出るよう な方々の自主返納の向上を図ってまいりたいと思っております。

仁ノ平委員

何がネックかなと、どんな障害があって返納されないかなって自分で考えたり、回りの人にちょっと意見を聞いてみたところ、身分証明書として持っていたいんだと。写真もついているし、写真もついている身分証明は保険証を上回る信用性があると。パスポートというのも考えられるけれども、パスポートを持つというのは特殊なことで、しかも5年なり10年の期限があって、運転免許証に勝る身分証明は日本の国ではないんだというようなお答えが回りから返ってきました。そこを何とかするというか、運転免許証にかわる身分証明というのが確保されれば、さらにこの制度が生きてくるんではないかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

篠原運転免許課長 運転免許を自主返納した方につきましては、申請により自動車等の運転に関する経歴が表示されました運転経歴証明書の交付を受けることができ、この証明書が 法令により金融機関等で身分証明書として利用できることとなっております。

仁ノ平委員

運転経歴証明書というものが返納した後の身分証明として運転免許証と同じ効力を発揮するということですが、私も今回初めてこれを知ったんですね。それでぜひ交通事故防止に有効であるという運転免許返納制度をさらに周知するためには、この制度とともにこのかわりになる身分証明書は交付されるんだよということも含めてのPRと、この制度自体のPRをさらに県下に、高齢者だけではなくて御家族も心配されている向きがある、御家族へのPRとなれば県民全体への周知がさらに必要かと思われますが、今後のそういう御努力はいかがでしょう。

篠原運転免許課長 委員御指摘の今後の広報対策等でございますが、県警察では高齢者に対する交通安全教室においての案内、運転免許更新時講習においての案内、県警ホームページへの掲載などを行うなどして、自主返納制度などの県民への周知を図っております。また、運転免許を返納した高齢運転者に対し、バス利用券の贈呈、タクシー料金の割引などの支援制度がありますので、これらのさらなる充実について各機関に働きかけるとともに、支援制度の周知を徹底してまいりたいと考えております。

(ストーカー対策について)

仁ノ平委員

ぜひ今後の周知をさせて高齢者の事故防止対策をよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に行きます。我が会派の渡辺英機議員が本会議においてストーカー対策 について質問いたしました。これに関連して幾つか伺いたいと思います。私は本部 長の答弁を大変心強く、何か心にすっとしみ入るように新鮮な思いで答弁が心に入 ってきました。それはここのくだりであります。「相談者の生命・身体の安全を第 1に考え、相談を受けた初期段階から最悪の事態を想定し、刑法やストーカー規制 法などの各種法令を適用した積極的な事件検挙、警告、禁止命令といった行政措置 を行ってまいります」、このくだりのところで「ああ、そうだな」と思いました。 というのは、もう随分前になりますがストーカー事件といえば想起される桶川の事 件、昨今では三鷹の事件、そしてストーカー事案といっていいのかどうか、本定例 議会開会後も千葉の本八幡でしたか、犯人が八丈島で逮捕さましたが、あれはスト ーカー事件なのかどうかですが、その事件があって悲惨な結果になった後、報道は 必ず本部長がおっしゃったこれがでてきないじゃないかという論調で、その事件の ことを振り返るわけですね。これができてないからこういうことになってしまった、 なぜ相談者が警察に相談に行った時点でこういう対応ができなかったかと毎たび 繰り返される。そういう背景があるものですからこの御答弁がありがたく心にしみ たわけであります。

ただ、そのような御答弁はいただきましても、具体的に対応するのは現場であり

まして、現場の相談受けた方々、実際に動かれる方々にこの本部長答弁のようなことがいかに浸透して、いかに具体的、的確に迅速に徹底して動くかが問われるのだと思います。現場への徹底という点で答弁をどう具現化していくのか伺いたいと思います。

輿水生活安全部参事官

県警察ではストーカー事案にかかわる相談について、内容をよく聴取し、初期の 限階から生活安全部門と刑事部門が情報を共有し、暴行や脅迫といった行為が確認 できればその時点で被疑者を逮捕し、物理的に被疑者を隔離することを最優先と ております。さらに被疑者の釈放に備え、ストーカー規制法による警告や禁止命令 などの行政措置に加え、シェルターへの一時避難といった被害者の保護対策を行 こととしております。こうしたストーカー事案対策への基本的な考えを全職員に 透させるため、現場で指揮に当たる刑事担当課長や生活安全担当課長に対する指導 教養を繰り返し行っております。その結果、本日の新聞などでも報道されておりま すように、北杜警察署において今月5日、初めて30代の女性から、別居中の夫から家族を殺害するという脅迫のメールが送られてきたとの男女間トラブルに関する 相談を受け、直ちに生活安全部門と刑事部門が連携し、生活安全部門では被害者の 保護対策、刑事部門では被疑者の身辺捜査を行い、翌日この男を脅迫罪で逮捕した ところであります。今後も引き続き指導教養を推進してまいります。

仁ノ平委員

今の御答弁については後でもうちょっと触れたいと思うんですが、その前にやはり本会議の御答弁で、昨年の県内においてストーカー事案の相談が131件あったという御答弁がありました。そのときちょっと議場で私の近くがどよめいたんですね。それは私もそうですけれども、「あ、そんなにあるのか」っていうどよめきでした。山梨県においても131人の人が警察にストーカーを受けていることで相談に来ている。大きい数字だなって思ったんですが、これはどうなんでしょうね。よその県と比べて特別多いのか、もちろん人口規模を勘案して、あるいは同じような人口規模の県と比べて、この131件というのはどう捉えたらいいんでしょう。ちょっと資料がないものですから教えてください。

輿水生活安全部参事官

平成24年中、山梨県警察では131件の相談を受理しております。これはここ数年の推移を見ましても過去最高の件数になっておりまして、傾向は全国的に同様であります。全国では平成24年中で約2万件の相談を受理しております。山梨県の人口などから各種の統計数字では全国の数値の約100分の1が山梨県の平均的な数というふうに考えられ、山梨県と人口や警察官定数のほぼ同規模となります福井・高知など、数県の相談の件数と比較いたしましても、ほぼ同様の件数となっておりまして、本県の131件が特別突出しているというものとは考えておりません。ただし131件という数字は、3日に1回こういった内容の相談を警察が受理しているということになります。やはり高いペースでの相談件数と認識しております。県警といたしましては今後とも被害者の安全を第1に考えて、被害者の立場に立った迅速かつ的確な対応を図ってまいりたいと考えております。

仁ノ平委員

このことを渡辺議員も私もここで取り上げるのは、県外で起こっているような悲惨な事件が県内では絶対起きてほしくないという気持ちからであります。131件というのは、まあまあ、全国のほかの県と同レベルかなという御答弁だったんですが、それでも絶対起きてほしくないし、ちょっと警察の方に伺ったところ県外から山梨に来た男の人が流しでやるというよりも、やはり山梨県に住民票があってここ

に暮らしている人が加害者ですよというお話でしたので、なおさらのこと山梨県内での山梨県民による事件はなくなってほしいなという気持ちからであります。

最後になりますが、12月7日の土曜日に全国紙で一斉に一面トップで報道されていたんですが、警視庁にDVとストーカー専門チームというものが新しく80人体制で結成され、それは先ほど最初の質問に御答弁いただいたような生活安全部門と刑事部門が一体になって取り組むという考え方、三鷹の事件での反省を受けて、最初は文京区に相談したんですかね、被害者が、それを「あんたは三鷹に住んでいるんだから三鷹へ行けよ」って投げてしまったことで、殺されるという事件でしたが、相談部門と刑事部門が一体になって対応するということで、警視庁にはそういう専門チームが組まれるとの大きな報道がありましたが、本県ではそのようなチームは今後構成されるんでしょうか。しっかり取り組むには必要な発想と思うんですが、いかがでしょう。

輿水生活安全部参事官

先ほども申し上げましたように、山梨県警察では相談を受けた初期段階から生活安全部門と刑事部門が情報を共有して連携をして、被疑者を検挙したり、被害者の保護対策を行っており、十分な連携が図られているものと考えております。本県では生活安全部門と刑事部門とが連携した専門のチームの発足が必要と考え、これまで検討をしていたところでありますけれども、先日警察庁から通達が発出されたことを受け、その重要性をさらに強く認識し、来春の定期異動までには対策の強化が図られるような具体的な体制の確立を図っていきたいと考えております。

(韮崎市内での発砲事件について)

清水委員

非常に平和な韮崎でございますが、韮崎の地区内で昨今発砲事件がございました。 地元の人たちもその問題については非常に心配しているわけでございます。そのと きの事件の様相がそこの中の様相か、何かの流れの中の様相か、その辺について質 問いたします。

楠組織犯罪対策課長 清水委員の質問について五味組事務所が発砲された事件でよろしいでしょうか。この事件につきましては一連の抗争事件、あれの中の1つとして考えております。その後その捜査等を進めておりますが、細かい捜査状況については差し控えさせていただきたいと思います。

清水委員

私が一番心配するのは、非常に今までも安心の高い商業地区にそういうことが起きるということは、山梨県においても特に韮崎にはそういうことが今までなかったわけでございます。ゆえに市民の皆さんは心配するわけでありますし、そのことについてはこれからもどう発展するかわかりません。しかし警察が日常的には非常に活動してもらっているわけでございますけど、特にそういうところには十分留意をしてもらいながら活動を展開してもらえばありがたいなと思っております。今、言った言葉の中でそれ以上私は申しませんけれども、ひとつ今後の警察の皆さんの活動に期待しながら、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

主な質疑等 総務部関係

関係第115号 指定管理者指定の件(山梨県立防災安全センター)

質疑

遠藤委員

資料の3ページの採点結果のところで、6項目目の経費の評点が15点ということだったんですけれども、午前中からの審議の中で、112号、男女共同参画推進センターの場合は配点が20点、そしてリニア見学センターの場合は配点が25点、こちらの今回の内容ですと15点ということなんですが、この点数について最高点が15点ということなんですが、この理由についてお伺いします。

前沢防災危機管理課長

これは専ら施設を管理維持するだけというものと、それから、ソフトの事業も含めた管理維持ということで、知事政策局で定めた基準がございまして、この施設についてはいろんなソフト事業があるということでガイドラインは20点でございました。しかし選定委員会の協議の中で選定委員さんがここは経費というよりも、ソフトでどんな事業をしてくれるのかというのがポイントだということで、標準は20点でありましたけれども、15点になったということでございます。

遠藤委員

この15点という点数は最低提案価格と最高提案価格の差の問題があるという ことなんだと思いますけれども、1団体しか応募がない場合、全て満点になるんで すが、この点についてはいかがですか。

前沢防災危機管理課長

これもこれ全体を所管している行政改革推進課でつくったガイドラインの中で計算式が示された中でやっている、得点を計算しております。 1 社しかございませんので満点になってしまう、あくまでもそれは競争相手がいたときの差をつけるというふうな観点の中で整理されているんじゃないかとか思っています。

臼井委員

ちょっと役所には、社会一般で考えられる常識というか、そういうものは通用しないのかね。大体この山梨県消防協会なるものがこういうものに参加をする、今、資格があると思う人、誰か率直に言って手挙げてくれないか。そこに何十人いるけれども、山梨県消防協会というところがこういうものに参加する資格が今あるの、あると思う人手挙げてちょうだい。私、役所の常識というものをちょっと知りたいから。

こういう質問構ないでしょう、別に。山梨県消防協会っていうのは1億円余の使途不明金があって、今、司直の手で、しかもきょうの山梨日日新聞を見ればろくに立件もできないというふうな、使途不明金がありながらろくに立件もできないということは、正直なこと誰も言ってないということなんだよ。まさかお金がひとりでどっか行っちゃったということはあり得ないんだから、そうでしょう。例えば1社であったらこの1年でも3年でもほかに出てくるまで送ればいいじゃないの、あるいは、消防協会の体質が十分社会に認知されるぐらい、変わるまで送ればいいじゃないの、こんなもの。まずこれ答えてちょうだい。

前沢防災危機管理課長

消防協会に資格があるのかということでございますけれども、申請資格につきま

しては県内の法人であるということ、あるいは、法人の税金の滞納等がない等でございます。事件があって、かつ負債を抱えていて訴訟中だということでございますけれども、申請資格についてはございまして、かつ会計等についても改善がなされているという状況もございます。管理業務についてはこれまでも適切にやっていただいておりますので、資格はあるというふうに考えております。

臼井委員 これ君の判断か、その資格があると考えているというのは。ちょっと教えてくれ、 はっきりと、君の判断か、部としての判断か。

前沢防災危機管理課長

これは要件に従ってあるということでございまして、私も判断いたしましたし、 部にも報告しております。

臼井委員 資料の3ページ目を見て、2番目のサービスの向上を図る具体的な手法及び期待される効果、25点満点で10点、あるいは、その下の事業計画の内容、10点満点で5点、あるいは、経理的基盤、5点のところ2点にも及ばない。これ資格がないよ、この団体はどう考えたって資格があるわけないじゃないか。もう一回、君、答えてごらんなさい、何をもって資格があるというの。

前沢防災危機管理課長

採点結果は全体で53.50ということで半分よりちょっとということでございます。しかし指定管理者の選定委員会においてもさまざまな提案について、評価をして、今後、期待できるものであるというふうな形で候補者として選定をいただいたところでございまして、私どもも同じように判断をさせていただいたということでございます。

臼井委員 指定管理者としての資質に極めて欠ける団体だ、今の山梨県消防協会というところはね。だから、まずはこの団体がまさに、再生というか、蘇生されて本当に、これは、一般財団法人、この財団法人の資格すら失っている団体じゃないの。これは一般財団法人というのは、これはいつこの資格を得て、現在、有効期間いつまでなのか。

前沢防災危機管理課長

資格については、この4月1日で制度が変わりましたので、この4月1日から資格を持っております。いつまでということはなかったはずでございます。

臼井委員 これはこの財団法人を許可したところは山梨県庁の何ていうセクションで許可 したの、これは。

前沢防災危機管理課長

セクションは私学文書課でございます。

臼井委員 私学文書課長、いるよね、総務部だから。どうして 1 億円も使途不明金があって 何ら解決ができないこの団体が一般財団法人の認可を得られたの。

前嶋私学文書課長 その使途不明金につきましては裁判で係争中でございまして、いわゆる未収金 という格好で計上してございます。その部分で未収金ですのでいずれ裁判が確定す れば入ってくるお金という判断がありまして、そこで審議会等の意見は一般財団法 人でございますので、そこで対応できるという判断に基づきまして許可したところ でございます。

臼井委員

私は専門家じゃないからよくわかんないけれども、財団法人というのは社団と違って財、いわゆる金に絡む法人っていうことの位置づけはあるはずなんだよね。金に絡む法人だ、財団法人というのは社団とは違って。金に絡む法人が1億円もの使途不明金があって、ことしの4月に財団法人として幾ら係争中であるかないかは別として、許可になったということが私は何としても理解できない。これ一般社会ではあり得ない話だよ。役所特有の判断としか私は言いようが、理解のしようがないけれども、何はともかくこの団体はこういうものに手を挙げる資格がない団体だと、現状は。役所はどこかに指定管理させたいかもしれないけれども、それじゃ、再募集でも再々募集でもして、どこか手を挙げるまで待てばいいじゃないの、何でこれ急がなきゃいけないの、その理由を教えてくれ。

前沢防災危機管理課長

現行の指定管理が平成21年から始まり平成25年3月31日までで終えるということで、次期の指定管理者の募集をしております。ですから、今の時期ということでございます。

臼井委員

全然答えになってないよ。何か1人で寝言言ったのかと思った。答えになってないよ、君の答えは。私学文書課長、財団の財の字は金にかかわる団体だから財団というんだ。間違いないよこれは、私のいささかの知識では。金にかかわる団体が1億円もの使途不明金があって財団の認可を受けるということ自体が、係争中であるから今はペンディングだと、結論が出てないから法人許可を先送りしますよというんじゃわかるけれども、これだけのしかも刑事事件に発展して、しかも職員の数といっても3人か4人だ。その3人か4人がみんな疑いを持たれている、残念ながら。どうしてこれが財団の許可を、認可を受けれたの、この4月。公だからでしょう、これ民間のほうではあり得ないよ。これは私ははっきり言って中止すべきです。

もしあれだったら、ちょっと委員会を休憩でもして委員全体で、執行部関係なく 委員だけで話し合うとか何とか私はすべきだと思いますよ、これは大変な問題。

(休憩)

臼井委員

先ほど来、大変このことには時間をかけて委員の各位ともいろいろと話し合ったんですけれども、ともかくこれに応募してきた団体が残念ながら唯一この山梨県消防協会しかなかったということ、あるいはまた、この山梨県消防協会が一般財団法人の認可を受けている団体であるということ等を勘案して、率直に言って万やむを得ず議決をすることに同意をしていく以外にないのかな。ただ、今申し上げたことがありますので、県側はこの山梨県消防協会に対して十分留意をしながら、例えば指定管理者の契約を正式に結んだ後、俗に言う丸投げするような格好ではなくて、いろんな意味で管理・監督の責めを行政としてしっかり果たしていくということを附帯条件として、私はいささか不本意の点もあるんですが、議決をすることに賛成をしていくということを改めて提案いたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第115号議案附帯決議について

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で附帯決議すべきものと決定し、決議の内容については、委員長に一任され た。

第106号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第3条債務負担行為の補正中総務委 員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第146号 当せん金付証票発売の件

質疑

望月委員 宝くじというのは我々庶民の夢でもありまして、また多くのファンからも買われて、そして本県は宝くじの人気が高いと、こんなことも聞いているところであります。そういったことで本県では今どのくらい宝くじが売れているのか、そして本県に入る収益金はどのくらいあるかお伺いいたします。

田中財政課長 宝くじの収益金についてでございますが、平成24年度の本県の発売額については67億1,600万円余ございます。その後、本県に配分される収益金につきましては27億2,500万円余となっております。

望月委員 宝くじを買った額の何割ぐらい、何%ぐらいが県に入ってくるかお聞かせください。

田中財政課長 先ほど申し上げました平成24年度の数字ですと40.6%が収益金として入ってきております。

望月委員 この収益金というのは大変貴重な財源になろうかと思います。財源確保という観点からも考えてみますと発売額をやはりふやしていく、こういう取り組みが必要じゃないかと思います。そういう中で幾つかお尋ねしますが、今回、来年度の宝くじの販売総額は90億円以内とされておりますけれども、これを見ますと平成18年から90億円以内、ずーっと同じということでありまして、これを100億円に引き上げるお考えがあるのかどうかお尋ねをいたします。

田中財政課長

宝くじの発売額につきましてはそれまでの販売実績ですとか、翌年度の発売の見込みを勘案をして設定をさせていただいております。来年度の発売見込額はおおむね今年度と同程度ということで見込んでおりまして、同額の90億円でお願いをしております。今後、宝くじの発売額の増加が見込まれるような場合には、この90億円という発売額の増額について検討してまいりたいと考えております。

望月委員

宝くじはやはり県内で買わなければ意味がないということでありますので、やはり宝くじを買う場合は山梨県内で買うということを、やはりきちんと徹底していかなければいけない、こんなふうに思いますけれども、県ではどのように考えておりますか。

田中財政課長

御指摘のとおり宝くじの収益金というのは基本的に県内で発売された額に応じて配分をされます。そのための宝くじの購入はぜひとも県内でお願いしたいと考えております。その宝くじにつきましてはCMなどで大規模なPRは全国的に行われておりますけれども、県としてもさまざまな媒体でPRができるようにしまして、県内での購入をぜひお願いをしていきたいと考えております。

望月委員

買った瞬間に購入額の40.6%が県に入るわけですから、これはもっと活用していかなきゃいけない、積極的にPRしていかなきゃいけない、こんなふうに思います。それから、さらに宝くじは文化団体とか各種団体の中でいろいろな補助金の出にくいような場所に補助金が出されている、そんなこともよく聞きますし、その額は40.6%に入っていないんですね、また別枠ということであるんですね。その額がわかりますか。

田中財政課長

40.6%の中に先ほど委員がおっしゃった金額というのが入っておりません。それで過去実績を見てみますと、例えば山梨県に入ってくる収益としましては、平成23年度になりますけれども、かえで支援学校のスクールバス2台ということで、これは日本宝くじ協会から3,900万円余の助成がありました。また県立博物館の企画展、また美術館の企画展でそれぞれ2,000万、1,300万円余の助成がございます。そういう状況でございます。

望月委員

そうしますと、この宝くじというのは買うことはもう県財政のためになるんだと、こういうことをもう大きな声を出していく、こんなふうに感じております。ぜひ 1 人でも多くパチンコするよりも宝くじを買うように、いろんな P R をお願いしたいと思います。

田中財政課長

なるべく宝くじを買っていただくように、また買っていただく場合には県内で買っていただくように、これからさまざまな広報をしていきたいと思います。

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第 23-13 号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の 1 及び 2

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第 23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについ て

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第 23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止(廃炉)にすることを求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第25-10号 地方財政の充実・強化を図ることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑 なし

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査 報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定され た。
- ・本委員会が11月26日に実施した継続審査案件に係る県内調査については、議 長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 飯島 修